

不動産登記申請書提出前のチェックリスト

所有権移転（売買・贈与）

申請書記載事項

- 登記の目的は正しく記載していますか。
 - ①所有者の持分について所有権移転をする場合は、「〇〇持分全部（又は一部）移転」と記載します。
 - ②複数の不動産で、所有権全部を移転するものと持分を移転するものがある場合は、所有権移転及び〇〇持分全部移転」と記載します。※持分移転の場合は、移転する持分を申請書に記載してください。
- 登記原因の日付は、登記原因証明情報の原因の日と一致していますか。
- 登記義務者の住所（又は氏名）は、登記簿に記載されている住所（又は氏名）と一致していますか。

登記義務者の住所（又は氏名）に変更があった場合は、所有権移転登記申請の前に登記名義人住所（又は氏名）変更登記をする必要があります。
- 不動産（土地・建物）の表示は正しく記載していますか。

登記事項証明書（登記簿）の記載と一致していなければなりません。登記事項証明書等を御確認のうえ、記載してください。
- 建物は、区分建物（マンション等）ですか。

敷地権付の区分建物（マンション等）の場合、敷地権の表示も記載する必要があります。
- 課税価格は正しい金額が記載されていますか。

固定資産課税通知書により金額を確認される時は、「評価額」の額を記載してください。所有者の持分について所有権移転をする場合は、持分の分の価格を記載します。

不動産が複数ある場合は、全ての評価額を合計し、1, 0 0 0 円未満は切り捨てます。

※公衆用道路等、非課税地についても価格の確認が必要ですので、事前にお尋ねください。
- 登録免許税は正しい金額が記載されていますか。
 - ①売買登記の場合、課税価格の1 0 0 0 分の2 0（1 0 0 円未満は切捨て）です。
 - ※土地については1 0 0 0 分の1 5
 - ②贈与登記の場合、課税価格の1 0 0 0 分の2 0（1 0 0 円未満は切捨て）です。
- 申請書及び登録免許税の貼付台紙への契印（割印）はしましたか。

申請書1枚目から登録免許税貼付台紙までは、申請人（又は代理人）の印で契印（割印）をしてください（末尾の図を御参照ください。）。※印紙への契印（割印）は不要です。
- 連絡先の電話番号は記載しましたか。

昼間に連絡が付く電話番号を記載してください。

添付書類

- 土地が農地の場合、農業委員会の許可書は添付していますか。

農地を売買又は贈与する場合、農業委員会の許可が必要です。
- 代理権限証書（委任状）は作成しましたか。

代理人による申請の場合、申請人から代理人への委任状を作成し、添付してください。

□ 代理権限証書の日付は記載してありますか。

代理権限証書には、委任した日付を記載してください。

□ 代理権限証書に、申請書に記載の委任事項、不動産の表示、登記識別情報通知書の受領の件は記載してありますか。

□ 申請書に記載した添付情報の書類は全て添付していますか。

申請書を提出される前に、再度、御確認ください。

□ 不動産（土地・建物）の評価額が確認できる書類はありますか。

登録免許税を計算するために、不動産（土地・建物）の固定資産税の評価証明書、名寄帳又は納税通知書を添付してください。

その他

□ 返送用の封筒・切手は準備していますか。

登記完了後、登記識別情報通知書や登記完了証、お返しする添付書類を郵送により交付することを希望するときは、返送用の封筒・切手を添付してください。

なお、返送は「本人限定受取郵便」でのみ可能です。本人限定受取郵便の手続きは、郵便局にお尋ねください。

□ 申請書を提出する法務局は間違っていますか。

申請書は、不動産の所在地を管轄する法務局へ提出してください。

契印（割印）の方法

